

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第11号	令和7年6月13日	伊予市役所	総務部 税務課
題 目(テーマ):林業従事者の確定申告について			
提 案 理 由(要旨)			
現在、伊予市において確定申告をする際、林業従事者の山林所得税は複雑と(数名しかいない)いうことで、高松国税局業務センター松山分室へ直接行くこととなっている。 税を納める者としては、農業者等と同じように市で取り扱いをお願いしたい。 林業関係者は伊予市で数名と聞いているが、申告期間に日時を決めて集まれば、可能となるのではないかと。※計算が複雑なら取扱いをしている市や町に指導依頼すれば対処できると思われる。 ぜひ検討をお願いします。			
回 答 内 容			
この度は「林業従事者の確定申告」について、貴重なご提言を頂き誠にありがとうございます。 確定申告については、本来、市職員に受付等の権限がないため、毎年1月から3月の申告期間に限り、国税局に臨時的な権限付与の申請を行い、許可された上で業務を行っております。 例年、期間内に約3,000件の受付を行っておりますが、山林所得を含む分離所得を加えると、新たに500件の追加が見込まれます。現在の当市の受付体制は、税務課以外の職員も動員して対応しておりますが、現体制では、新たな申告対象者を追加することは難しい状況です。 今後、職員体制等が変わり、追加が可能となった際には、改めて検討してまいりたいと思いますので、何卒ご理解いただきたいと存じます。 なお、マイナンバーカードを使って、ご自宅等からスマホ申告する方法もございますので、そちらのご利用もご検討くだされば幸いです。			